

平成26年3月27日

B型肝炎訴訟大阪原告団・弁護士

代表者 弁護士 長野真一郎様

川西市議会議長

吉田



請願書の議決結果について（通知）

平成26年2月17日付をもって、あなたが提出されました「「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願」は、議会運営委員会に付託、審査され、3月25日の本会議において採択とすることに決しました。

なお、請願書の採択に伴い、別紙のとおり意見書を発議し、関係省庁に送付いたしました。

以上、請願書の議決結果について、お知らせいたします。

平成26年3月25日

# 原案可決

意見書案第 1 号

ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者  
福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、川西市議会会議規則（平成4年川西市議会規則第1号）  
第13条第2項の規定により提出いたします。

平成26年3月25日提出

川西市議会

議会運営委員長

安田末廣

## ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者数が合計350万人以上とも言われており、その多くの人々が輸血やフィブリノゲンを始めとする血液製剤、汚染注射器などを介して感染させられた人たちであり、「肝炎対策基本法」などにおいて、国の法的責任が明らかにされているところであります。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成については、現在、肝炎治療特別促進事業が行われておりますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上っております。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費負担だけでなく、就労不能の方も多いため、生活に困難を来しております。さらに、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じておられません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、本市議会は、国において、下記の事項を実現されますよう、ここに強く要望いたします。

### 記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2. 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年 3 月 25 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

あて

川西市議会議長

吉 田 進